

# 特別養護老人ホーム奥びわこ 重要事項説明書

## ユニット型 指定介護老人福祉施設

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(滋賀県指定 第2570300877号)

当施設は入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容について、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 施設の概要

法人名 : 社会福祉法人 尊徳会  
所在地 : 滋賀県長浜市西浅井町大浦 1788-3  
代表者名 : 理事長 榊原 尊  
名称 : ユニット型 指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム 奥びわこ  
郵便番号 : 529-0721  
電話番号 : 0749-89-1689  
FAX 番号 : 0749-89-1690  
指定番号 : 指定介護老人福祉施設 滋賀県指定 第2570300877号  
入所定員 : 60名  
管理者氏名 : 施設長 榊原 昌哉  
開設年月日 : 平成15年 9月 1日  
併設の事業 : 短期入所生活介護事業 (入所定員15名)

#### 当施設の運営方針

- 当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって施設サービスの提供に努めます。
- 当施設は、少人数の家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 2. ユニット及び共用施設設備の概要

6ユニット（1ユニット 個室10室）

各室		ユニット共用部	
洗面台	1ヶ所	食堂スペース	1ヶ所
収納庫	1ヶ所	リビングスペース	1ヶ所
		便所	3ヶ所
		汚物室	1ヶ所
		浴室	1ヶ所

### 共用施設及び設備

機 械 浴 室	1ヶ所	医 務 室	1ヶ所
機能訓練スペース	3ヶ所	便 所	5ヶ所
理 ・ 美 容 室	1ヶ所	洗 濯 場	2ヶ所
地域交流スペース	1ヶ所	相 談 室	1ヶ所
回 想 室	1ヶ所		

## 3. 職員の配置状況等

当施設では、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和6年4月1日現在

職 種	員 数	業 務 内 容
施設長（管理者）	1名	管理全般
介護職員	20名	介護全般
生活相談員	1名	生活相談
介護支援専門員	1名	施設サービス計画作成・介護保険申請
看護職員	3名	健康管理全般
嘱託医	1名	健康管理及び指導・相談
管理栄養士	1名	献立作成・衛生管理
機能訓練指導員	1名	機能訓練指導

### 勤務体制

日勤1	8：00～17：00	遅 出	13：00～22：00
日勤2	8：30～17：30		
早 出	7：00～16：00	夜 勤	22：00～ 7：00

嘱 託 医           ：にしあざい診療所           TEL：0749-89-0012  
 協力医療機関   ：マキノ病院               TEL：0740-27-0099  
                       あおば横井歯科           TEL：0749-88-8010

#### 4. サービス利用料金について

当施設では、利用料金が介護保険から給付されるサービスと入所者の実費負担のサービスを提供しています。

##### (1) 介護保険から給付される場合の利用料について

日常の介護サービスについては、入所者の要介護度に応じて介護保険から給付されます。サービス利用料については、別紙参照して下さい。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、当施設の体制により変更があった場合は、負担額は変更します。

##### (2) 介護保険外のサービスの利用料について

介護保険の対象とならない食費や居住費の費用がかかります。低所得の方のサービス利用が困難にならないよう、別紙のように、所得に応じた負担限度額が設けられています。負担軽減を受けるためには、申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

またその他必要な物は実費でご負担下さい。

##### (3) 利用料金のお支払方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し、請求書を送付いたしますので、翌月20日までにいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

###### ① 口座自動引き落とし

ご利用できる金融機関 滋賀銀行・関西みらい銀行・長浜信用金庫  
郵便局・農協(滋賀県内)  
(毎月20日付けで引き落としさせていただきます。)

###### ② 下記指定口座への振込み

振込先：滋賀銀行 木之本支店 普通預金 No. 395565  
社会福祉法人尊徳会 理事長 榊原 尊  
(振り込み手数料は利用者負担となります。)

## 5. サービスの概要

### (1) 食 事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の生活習慣を尊重し、自分のペースで食事ができるよう十分な時間を確保します。

(基本的食事時間)

朝 食：8：00～                      昼 食：12：00～                      夕 食：18：00～

### (2) 入 浴

入浴は、各ユニットの家庭風呂で、お一人ずつゆっくり入浴して頂きます。  
入浴できない時は清拭を行います。また、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴していただきます。

### (3) 排 泄

排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を活用した援助を行います。

### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### (5) 健康管理

- ・医師、看護職員による健康管理を行います。
- ・年に1回健康診断を行います。

## 6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持込の物

入所にあたり、日常生活に必要なもので本人が使い慣れているものや、本人縁のもの、写真など、部屋に置きたいものをご持参下さい。  
他に電化製品等は持ち込み頂けませんが、入所時にご相談下さい。

### (2) 面 会

面会時間            9：00 ～ 19：00

上記以外の面会は、事前に職員にご相談下さい。

来訪者は、その都度、備え付けの面会者名簿にご記入下さい。

### (3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は事前にお申出下さい。また所定の外出・外泊届けにご記入下さい。

### (4) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、入所者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を講ずることができるものとします。ただし、その場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の本人に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (5) 退所事由

- ・入所後の介護認定について認定区分が要介護から非該当および要支援と認定された場合。
- ・入所後の介護認定について認定区分が要介護度1及び要介護度2と認定された場合で特例入所に該当しない場合。

## 7. 緊急時及び事故発生時の対応について

入所者の健康状態が急変したときや事故が起こった場合は、速やかに医師へ連絡し必要な措置を講じます。また、家族や緊急連絡先へ連絡させていただきます。

## 8. 身体拘束について

入所者又は他の入所者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し、身体拘束や行動の制限は行いません。

- ・緊急やむを得なく実施する場合、施設内で検討後、拘束や制限の理由、内容、期間について家族及び入所者に対し説明を行い、同意書に記入して頂きます。
- ・身体拘束や行動制限の実施状況、経過を記録し家庭及び本人に対し説明を行います。
- ・担当者によるカンファレンスを実施し、解除に向けた検討を行います。

## 9. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況 ( 未実施 )

